

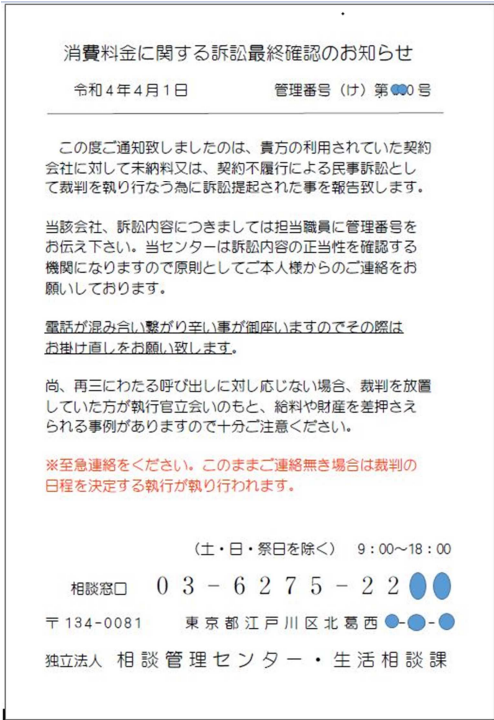
「架空請求…「消費料金訴訟最終確認」のハガキに注意!

4月1日に「消費料金訴訟最終確認」の架空請求ハガキが名寄市内の方に届いています。不安に思ったら、消費生活センターに相談してください。

事例

昨日、相談管理センターから「消費料金訴訟最終確認」のハガキが届いた。

「民事訴訟として裁判を執り行う為に訴訟提起された」「連絡無き場合は裁判の日程を決定する」などと書いてある。心当たりはない、情報提供する。(70代女性)



アドバイス

- 全国的にこのような不審なハガキや封書が届いたとの相談が寄せられています。
- 「相談管理センター・生活相談課」などの名称で送付されますが、住所にこのような団体は実在しません。
- これは架空請求です。ハガキや封書が届いても、絶対に問い合わせの電話番号に連絡をしないでください。
- 連絡すると相手に個人情報知られてしまい、裁判を取り下げるためと言って供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- このようなハガキや封書が届いても慌てないでください。心配な時は、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

